

# 平成24年度から個人住民税の扶養控除が変わります

平成22年の税制改正により個人住民税の扶養控除が廃止されました。

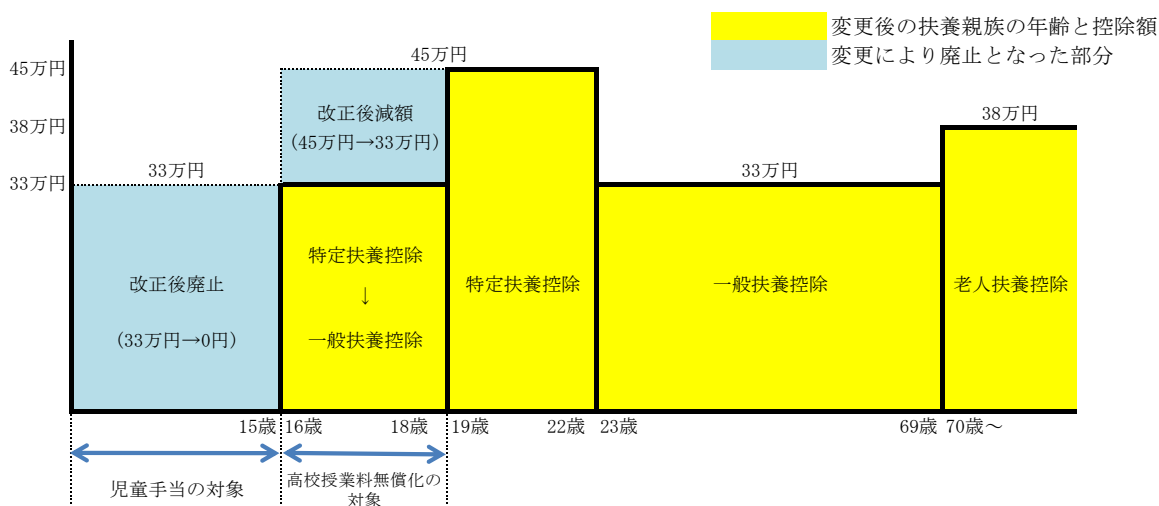
個人住民税については、平成24年度から適用されます。

(所得税については、平成23年度分から適用されています。)

- 1、満16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除の廃止 (33万円→0円)
- 2、16歳以上19歳未満の特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止 (45万円→33万円)

## 《扶養控除の金額》

扶養親族の年齢	変更前	変更後
0歳～15歳まで	33万円	控除廃止
16歳～18歳まで	45万円	33万円
19歳～22歳まで	45万円	
23歳～69歳まで	33万円	
70歳～	38万円	



※ただし、均等割・所得割の非課税判定についての扶養人数には、年少扶養親族も対象となります。

均等割が非課税となる人・・・合計所得金額が次の式以下の人

扶養なし	28万円
扶養あり	$28万円 \times (\text{本人} + \text{配偶者} + \text{扶養人数の合計人数}) + 16.8万円$ (年少扶養親族を含む)

所得割が非課税となる人・・・総所得金額が次の式以下の人

扶養なし	35万円
扶養あり	$35万円 \times (\text{本人} + \text{配偶者} + \text{扶養人数の合計人数}) + 32万円$ (年少扶養親族を含む)